

第1回 浪江町復興推進協議会議事概要

日時	平成30年1月10日(木) 13:25~14:05
場所	浪江町役場 3階 301会議室
構成員	株式会社フタバ・ライフサポート 東邦銀行 七十七銀行 浪江町商工会 福島県相双地方振興局 浪江町産業振興課 浪江町まちづくり整備課
事務局	浪江町まちづくり整備課

次第

1. 開会
2. あいさつ(浪江町まちづくり整備課長)
3. 出席者紹介
4. 復興推進協議会について
5. 浪江町復興推進協議会の設立について
 - (1) 協議会設置要綱(案)について
 - (2) 役員選出について
6. 議事
 - (1) 浪江町復興推進計画(案)について
 - (2) その他
7. 閉会

【議事概要】

1. 開会
2. あいさつ(浪江町まちづくり整備課長)
 - ・浪江町においては、平成29年3月31日に一部地域を除き避難指示が解除され、少しずつではあるが、着実に町の復興・創生に向けて取り組んでいる。
 - ・災害公営住宅の整備や小中一貫校の開校、水素製造拠点の工事着工など明るい話題がある反面、平成30年11月末までの帰還人口は870人に留まり、また町内での事業再開についても約120社であることから復興は未だ道半ばの状況。
 - ・町としては帰還町民に対して買い物環境などの利便性の向上、働く場の確保が今後一層

求められているところ。

- ・そのような中、株式会社フタバ・ライフサポートが新たに町内での事業を計画されていることは、町としても大変喜ばしいことであり、実現に向け町として支援していきたい。

3. 出席者紹介

別紙資料に基づき説明

4. 復興推進協議会について（説明者：浪江町まちづくり整備課）

- ・東日本大震災からの早期の復興を実現するために、平成 23 年 12 月に東日本大震災復興特別区域法（通称：復興特区法）が成立された。
- ・復興特区法においては、地域で目指す復興を支援するため、従来の法規制等にとらわれない柔軟な対応がされているところ
- ・今回は浪江町大字幾世橋地区において、株式会社フタバ・ライフサポートが計画する複合型ビジネスホテルの新築について議論するものである。
- ・町内の宿泊業については、再開している事業者はほとんどなく、町内の復旧・復興事業に従事する労働者の方々の宿泊環境の整備が課題になっているところである。本事業の実施により、労働者の宿泊環境の改善はもとより、地域住民の「憩いの場」としての活用が見込まれているところである。
- ・ひいては、本事業が当町の地域経済の活性化及び雇用状況の改善に大きく寄与するものであると位置づけ、事業に必要な資金を貸し付ける金融機関が、復興特区法に基づく利子補給金の支給を受けるために必要な復興推進計画を当町が作成するものである。
- ・なお、復興推進計画の申請にあたっては、復興特区法に基づく「復興推進協議会（地域協議会）」において、申請する復興推進計画について協議しなければならないと規定されている。
- ・協議会の構成員については、復興推進計画の作成主体である浪江町、関係地方公共団体である福島県、町内商工業と密接な関係にある浪江町商工会、事業実施主体の株式会社フタバ・ライフサポート、金融機関の東邦銀行・七十七銀行となっており、本日、協議会開催のため参集いただいた。

会 長：説明のあった復興推進協議会についてご意見を伺います。

出席者：異議なし

5. 復興推進協議会の設立について（説明者：浪江町まちづくり整備課）

(1) 協議会設置要綱（案）について

事務局より協議会規約（案）について説明

会 長：説明のあった協議会設置要綱（案）についてご意見を伺います。

出席者：異議なし

(2) 役員選出について（説明者：浪江町まちづくり整備課）

協議会規約第 4 条に基づき、会長は浪江町まちづくり整備課長をもって充てる。副会長については構成員の中から指名するものとし、会長からの指名により浪江町商工委会長が副会長となる。

会 長：役員を選出についてご意見を伺います。

出席者：異議なし

6. 議事

(1) 浪江町復興推進計画（案）について（説明者：浪江町まちづくり整備課）

- ・この復興推進計画は、株式会社フタバ・ライフサポートが浪江町大字幾世橋地区において計画する複合型ビジネスホテルの新設に係る必要な資金を、金融機関が「復興特区支援貸付事業」として補給するため、復興特区法に定める認定を受けるためのもの。
- ・認定を受けることにより、金融機関には国から貸付利子の一部が補給されるようになる
- ・国からの利子補給により、事業者の利子負担の軽減を図り、事業実施の支援を行うことにより、地域経済の活性化及び雇用機会の創出が図れるものと期待される

会 長：浪江町復興推進計画（案）について意見を伺います。

出席者：異議なし

(2) その他

①事業者より事業内容の説明

- ・浪江町出身者として 40 年間設備業に携わり、地域貢献を行ってきており復興に対する思いが強い。
- ・既に広野町・檜葉町で宿泊業の実績があり、経営内容も良好であり、浪江町でも成功させていきたい。
- ・96 室程度の客室を準備し、復興事業の作業員のみならず、長期滞在者もターゲットにしていく。
- ・また、宿泊だけではなく、トレーニングルームを設置することにより、宿泊者の健康増進を図っていきたい。
- ・これからが本格的な復興のステージであるため、関係機関の協力をお願いしたい。

②金融機関より融資の見込みについて説明

- ・町内の復興を加速させることにより人・モノが集まり、そのような中宿泊業を行うことは大変有意義なものである。
- ・また、既に宿泊業での実績もあり、経営内容も良好であることから支援していきたい考えである。

③事務局より今後の手続き・日程について説明

申請期限の平成 31 年 1 月 18 日まで所定の手続きを経て、復興庁へ提出する。文言等の軽微な変更については、事務局と復興庁で調整する。

○閉会